

日本木材学会年次大会開催・運営指針細則

- 第 1 条 日本木材学会年次大会開催・運営指針（以下「指針」という）第 5 条第 1 項に定めるプログラム委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。
- (1) 委員長
 - (2) 部門委員会委員 若干名
 - (3) 大会開催地の運営委員会の委員 若干名
 - (4) その他会長が必要と認める者 若干名
 - (5) 総務担当常任理事
- 2 第 1 項第 1 号の委員長は、会長が理事の中から指名するものとし、大会担当者が兼務することを妨げない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 第 1 項第 2 号、第 3 号および第 4 号の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 2 条 プログラム委員会に、研究発表の企画および立案を行うため、複数の部門委員会を置く。
- 2 部門委員会の委員は、各発表部門に 1～3 名とし、プログラム委員会委員長の推薦に基づき、理事会で選任する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 各発表部門の委員 1 名をコーディネータ、残りの委員をサブコーディネータとする。
- 5 コーディネータは、プログラム委員会の求めに基づき、サブコーディネータと協力して、大会ごとの研究発表の企画、プログラム編成および座長候補者の選任、研究発表の管理運営を行う。
- 6 部門委員会は、必要に応じプログラム委員会委員長が招集する。
- 第 3 条 プログラム委員会に、研究発表に関する実務を担当するプログラム編集委員会を置く。
- 2 プログラム編集委員会は、プログラム委員会の求めに基づき、学会が管理するシステムを利用した発表申込の受付、プログラム編成、会場割付、座長候補者の選任、発表プログラムおよび発表要旨原稿の作成を行う。ただし、プログラム編成と座長の選任はコーディネータの作業を補佐するものであり、会場割付は実行委員会の担当者と連携して行うものとする。
- 3 プログラム編集委員会の委員は、実行委員会の委員 1～2 名を含め、前項の実務を担当できる 4～8 名とし、プログラム委員会委員長の推薦に基づき、理事会で選任する。
- 4 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 5 プログラム編集委員会に、実務の円滑な遂行および取りまとめのために幹事を置くことができる。幹事はプログラム委員長が指名する。
- 第 4 条 指針第 6 条第 1 項に定める運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。
- (1) 開催地を代表する、大会運営の責任者 1 名
 - (2) 前項の委員を補佐する者 1 または 2 名
 - (3) プログラム委員会の委員 1 または 2 名
 - (4) 総務担当常任理事
 - (5) 実行委員会委員長
 - (6) その他運営委員会が必要と認める者 若干名
- 2 第 1 項第 1 号あるいは 2 号の委員は、役員候補選出と役員選任規則に定める年次大会運営委員会を代表する理事として、理事会において選任する。
- 3 前項および第 1 項第 4 号を除く委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 5 条 運営委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。但し、運営委員会に選挙選出理事、支部を代表する役職指定理事が含まれている場合は、それらの者が委員長となることもできる。委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 委員長は、運営委員会を総括するとともに、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、理事会に出席する。
- 4 委員長が不在となるときは、前条第 2 号の委員から委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

第 6 条 指針第 8 条第 1 項に定める実行委員会は、次に掲げる事項を担当する委員で構成する。

- (1) 総務
 - (2) 会計
 - (3) 会場
 - (4) 懇親会
 - (5) 渉外
 - (6) シンポジウム
 - (7) ホームページ
 - (8) その他大会の開催に必要な事項
- 2 前項の事項は、大会および開催地の事情に応じ、決めるものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、活動状況を運営委員会に報告する。
- 5 実行委員会の委員は、委員長が委嘱する。
- 6 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 実行委員会の委員は、複数の事項を担当することができる。

第 7 条 前条第 1 項に定める事項の実施については、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 大会ホームページを学会サーバに開設する場合は、情報担当常任理事に連絡する。
- (2) 大会ホームページに研究発表に関する事項を掲載する場合はプログラム委員会（プログラム編集委員会）と連携して実行委員会が行う。
- (3) 研究発表の申込受付、プログラム編成（座長の選任も含む）、会場割付、要旨集原稿の作成・発行などは、実行委員会が協力してプログラム委員会（プログラム編集委員会）が行う。
- (4) 参加登録、懇親会参加などの申込受付は実行委員会が行うものとし、これらに学会が管理するシステムを利用する場合は、情報担当常任理事に連絡する。
- (5) 研究発表、参加登録、懇親会参加などの申込者の会員資格および会費納入状況の確認は、学会が管理するシステムを利用し、プログラム委員会（プログラム編集委員会）と連携して実行委員会が行う。
- (6) 要旨集の編集・発行は、実行委員会が協力してプログラム委員会が行う。要旨集の発行者はプログラム委員長とする。

附 則

1 この細則は、2008年5月16日から施行し、2008年5月16日から適用する。

2 この細則は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附 則（2008年7月26日改正）

1 この細則は、2008年7月26日より実施する。

附 則（2011年7月30日改正）

1 この細則は、2011年7月30日より実施する。

附 則（2012年6月8日改正）

1 この細則は、2012年6月8日より実施する。

附 則（2015年6月19日改正）

1 この細則は、2015年6月19日より実施する。

附 則（2016年3月26日改正）

1 この細則は、2016年4月1日より実施する。